

紀北町社会福祉会館会議室利用上の注意

1. 会議室の利用は、町内に住所を有するものに限る。
2. 当会館は、会議室使用時間を午前8時30分から午後5時までとする。
3. 土曜日・日曜日・祝祭日は、原則として閉館のため貸出しない。
4. 会議室使用を希望する者は、「使用申込書」により手続きすること。
5. テレビ、ビデオ及びパソコン等を持ち込み使用する場合は、事前に申し出ること。
6. 建物・備品を損傷、又は紛失した場合は使用者が弁償する。
7. 発火・爆発物の持ち込みは、禁止する。
8. 机・椅子を移動した場合は、終了後、元通りにすること。
9. 弁当等その他の持込物(ゴミ)については、すべて持ち帰ること。
10. 会議室の壁等にはり紙をしないこと。
11. 各会議室の使用料金は下記のとおりとする。

(営業利用の場合の料金)

箇所	半日の利用料	1日の利用料	5時以降の延長料金
1F 会議室	6,000円	10,000円	1時間 3,000円
2F 和室	6,000円	10,000円	1時間 3,000円
2F 大会議室	13,000円	20,000円	1時間 3,000円

(一般利用の場合の料金)

箇所	半日の利用料	1日の利用料	5時以降の延長料金
1F 会議室	3,000円	5,000円	1時間 1,500円
2F 和室	3,000円	5,000円	1時間 1,500円
2F 大会議室	7,000円	10,000円	1時間 1,500円